

XIV 農業用資材の消毒

1 農業用資材の消毒法

農作物の栽培管理に使用した支柱、は種トレイ、育苗箱、育苗トレイ・ポット、収穫または貯蔵に使用する容器などの資材は、次の剤によって消毒する。

【ケミクロンG】 ※農業用資材・農業用水浄化剤（農薬ではない）

対 象		希釈倍数	使用方法
農業資材 農具等	催芽箱、稲育苗箱、育苗トレイ・ポット、植木鉢、果実類貯蔵箱、温室用資材農具、収穫用かご等の農具	1,000倍 (水10L当たり10g)	10分間浸漬
	保温むしろ（箱育苗用）	500倍 (水10L当たり20g)	瞬間浸漬またはジョウロ散布
	剪定用ハサミ	5,000倍(水10L当たり2g)	ジョウロ散布
	種いも切断刀	500倍（水10L当たり20g）	瞬間浸漬
	種いも切断刀	10倍（水10L当たり1kg）	5秒間浸漬
れき耕栽培の 培地	病原菌類に汚染したれき	1,000～2,000倍 (水10L当たり10～5g)	水深3cmとし、所定薬量を表面に均一に散粒
かんがい用水 浸種用水	用水	50,000～100,000倍 (水10L当たり0.2～0.1g)	用水中に散粒溶解し、かん水

<ケミクロンGを使用する際の注意事項>

- ・ 本剤を水に溶解した時、若干残さがみられる場合があるが、有効成分は十分に溶け出している。容器はプラスチックのものを使用する。
- ・ 金属類や木箱に使用した場合、必ずその後水洗する。
- ・ 育苗トレイ・ポットを消毒する場合、薬害（生育障害）を生じるおそれがあるので、本剤処理後は必ず水洗する。
- ・ 資材消毒に使用する本剤の希釈液は、使用時ごとに調製して速やかに使用する。（作り置きしない）
- ・ 浸漬の場合、薬液の汚れがはなはだしくなったら新しく調製し直す。
- ・ れき耕栽培の場合、れき中の有機物を取り除き、表面を平らにし、水をれき面上3cmにし、全体の水量（全れき体積の30%を水量と計算）に対し1,000～2,000倍になるよう薬量を均一に散粒、軽く表層をかくはんする。処理は夕方行い、一夜放置後、翌朝れき層をよくかくはんし排水し、十分水洗を行う。
- ・ かんがい用水の消毒は規定濃度を厳守し、濃厚液が生育中の作物にかからないようにする。
- ・ 薬液を衣類につけると漂白されるので注意する。
- ・ 本剤は強力酸化剤で、不用意に扱うと危険である。取扱時の注意事項をよく守ること。
- ・ 水産動植物に対し毒性が強いため、使用した器具・容器の洗浄水、使用残りの薬剤及び空ビンなどは水に流さず、水産動植物に影響を及ぼさないよう適切に処理する。
- ・ 水産動植物に影響があるので、使用した残液を捨てる時には必ず次のように処置する。
少量の液は、付近に影響を及ぼさない地面に、穴を掘って捨てる。
大量の場合、ハイポまたは亜硫酸ソーダで、有効成分が残らないように中和してから徐々に排水する。直射日光に1～2日さらし、有効成分の消失を確認してから徐々に排水する。
いずれの場合でも、排水が養魚池等に入らないよう十分注意する。
- ・ 湿気を嫌うので密封し、直射日光を避け、食品と区別して、小児の手の届かない冷涼・乾燥し

た所に保管する。

- 作業をする時には必ずゴム手袋をする。皮膚についた時は、すぐ水でよく洗い流す。

【イチバン】 ※資材消毒剤（農薬ではない）

	対 象	希釈倍数	使用方法
農業資材	育苗箱(木箱、プラスチック箱)、 育苗用ポット、支柱等資材	500~1,000倍	瞬時浸漬または ジョロ散布

＜イチバンを使用する際の注意事項＞

- 500倍以上の希釈倍数で使用する。また、長時間の浸漬は避ける。
- 作物への直接散布、培土や床土へのかん注は行わない。
- 接木用クリップの消毒には使用しない。
- 軟質塩化ビニル、ポリスチレン、発泡スチロール製の容器等は材質が劣化する恐れがあるので使用しない。
- 散布液の飛散により自動車等の塗装に影響を与える恐れがあるのでかからないよう注意する。
- 本剤を取扱う際には、保護眼鏡、マスク、不浸透性手袋、長靴等を着用する。作業後は手足、顔など皮膚の露出部を石けんでよく洗い、うがいをする。
- 眼に対して刺激性があるので眼に入らないように注意する。眼に入った場合は直ちに水洗し、眼科医の手当てを受ける。
- 原液に皮膚が直接接触した場合には、直ちに石けん及び多量の水で十分洗い落とす。
- 万一誤飲の際は、吐き出させず、直ちに水または牛乳で口内をすすぎ、胃の内容物を薄めるため、水または牛乳を飲ませ、安静にして直ちに医師の手当てを受けさせる。
- 使用中に身体に異常を感じた場合には、直ちに医師の手当てを受けること。
- 本剤は水産動植物に強い影響がある。河川、湖沼、海域、養殖池に飛散、流入する恐れのある場所では使用しない。
- 散布器具・容器の洗浄水は河川などに流さず、周囲に影響のない地点を選び、土壌表面に散布などの処理を行う。
- 残液を捨てる場合は、必ず以下の処置を行う。
残液 100 L 当たり消石灰をスコップ 1 杯分（約 3kg）投入し数日間直射日光にさらし、有効成分の分解を待って危険のない場所で、安全に処理する。
廃液が養魚池、河川等に入らないよう十分注意する。
- 貯蔵の際は、火気を避け、食品と区別して、直射日光が当たらない低温で子供の手の届かない場所に密栓して保管する。危険物第四類第二石油類に属するので火気には十分注意する。